



2023～2027 年度
(令和 5～9 年度)

釧路市社会教育推進計画

～「ひとづくり・地域づくり」に向けて～



釧路市教育委員会

目次

第1章 序 論

- I 計画の目的と策定の趣旨 2
- II 計画の性格と役割 3
- III 計画の構成と期間
- IV 副題

第2章 総 論

- I 釧路市教育のめざす姿 4
- II 計画の視点
- III 施策の体系 5

第3章 各 論

- I 「互いに認め合う共生社会の実現」
 - 1 人権教育の推進
 - 現状と課題 6
 - 施策の方向・具体的な施策 7
 - 2 家庭・地域教育の充実
 - 現状と課題 8
 - 施策の方向・具体的な施策 9
 - 3 青少年の健全育成
 - 現状と課題 10
 - 施策の方向・具体的な施策 11
- II 「主体的な学びの推進」
 - 1 多様な学びの場の提供
 - 現状と課題 12
 - 施策の方向・具体的な施策 13
 - 2 学びの場の環境の充実
 - 現状と課題 14
 - 施策の方向・具体的な施策 15
 - 3 学びの循環の推進
 - 現状と課題 16
 - 施策の方向・具体的な施策 17

目次

III 「自然との共生と文化芸術の振興」

- 1 自然を生かした活動の推進
現状と課題 18
施策の方向・具体的な施策 19
- 2 文化芸術活動の推進
現状と課題 20
施策の方向・具体的な施策 21
- 3 文化財の保護・活用とアイヌ文化の保存・継承
現状と課題 22
施策の方向・具体的な施策 23

IV 「健康な心と体を育むスポーツの推進」

- 1 生涯スポーツを通じた健康の増進
現状と課題 24
施策の方向・具体的な施策 25
 - 2 競技スポーツの振興
現状と課題 26
施策の方向・具体的な施策 27
 - 3 スポーツ振興のための基盤整備
現状と課題 28
施策の方向・具体的な施策 29
- 用語解説 30
策定委員名簿 33
策定経過 34

釧路市社会教育推進計画

◎文中「※」印を付した用語は、P30～32の「用語解説」で意味を説明しています。

第1章 序 論

I 計画の目的と策定の趣旨

近年、少子化による人口の急減に加え、高齢化の勢いが超高齢社会への進行を早める等憂慮すべき状況にあって、新型コロナウイルス感染症の流行拡大は、経済活動を停滞させたばかりでなく、私たちの意識や行動、暮らしをも大きく変化させました。

釧路市では平成30年4月、3市町合併以降第3期となる「釧路市社会教育推進計画」をスタートさせ、この間、社会教育にかかわる課題解決はもとより、コロナ禍にあって、市民相互の学び合いを通じたつながりや絆づくりとともに、本市の未来を拓く人づくりに努めてまいりました。

この度、5か年の計画期間の終了に伴い新たな計画をスタートさせ、社会の激しい変化の中で、さまざまな課題への対応とともに、地域の持続的発展を支える能力や知識を育む施策をさらに推進する必要があります。

情報の収集やコミュニケーションをとる方法として、インターネットは今や日常的なツールとして大きなメリットがある一方で、SNSによる「いじめ」や「誹謗中傷」等に発展する危険性を秘めており、正しい知識と理解が求められています。また、地域内のつながりの希薄化、高齢者や若者の社会的孤立、LGBTQ等性的少数者への理解など、多くの今日的課題があります。

長寿化による「人生100年時代」の到来は、人々のライフスタイルを多様なものとし、柔軟な生き方を選択する上からも社会教育が果たす役割はますます重要となります。特に、情報技術の急速な発達をはじめ、社会の大きな変化に対応できる力の習得が重要であり、新たな技術を活用した学習を進めながら、情報活用力や課題解決力を育む学びへと結びつける必要があります。また、読解力や創造力の育成、自己肯定感の高まりなど、すこやかな成長に効果がある、子どもの読書活動をさらに推進する必要があります。

本市には、先人たちが築き上げてきた歴史や文化とともに、希少な動植物やそれらを育む豊かな自然があり、このかけがえのない財産を後世に受け継いでいかなければなりません。このため、郷土の歴史や文化、生物の多様性を知り、守ることの大切さを伝える施策が必要です。また、アイヌ民族の独創的で豊かな伝統文化を継承・発展させるとともに、身近な文化芸術活動をさらに推進し、まちの活性化につなげる必要があります。

スポーツへの関心をより一層高めた「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」を契機に、スポーツを通じた健康増進や競技スポーツへの参画を奨励し、地域社会の活性化につなげることが大切です。また、障がい者スポーツを推進し、障がい者と健常者がスポーツを通じて交流することによる共生社会の実現が重要です。さらに、高齢者のフレイル（虚弱）問題の解消等による、健康寿命を延ばす施策も必要です。

今、コロナ後の社会を見すえた新たな学びや活動等の取組が求められる中、社会教育の現状と課題を踏まえ、行政として取り組むべきことを明確化し、本市の社会教育を計画的・総合的に推進するため「釧路市社会教育推進計画」を策定しました。

第1章 序 論

II 計画の性格と役割

この計画は、釧路市の社会教育行政推進の基本的指針となるものであり、社会教育の現状と課題を把握・分析し、今後の展望等を見すえて策定したものです。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、まちの未来を担う人づくりのための教育をめざし、首長が定めた教育に関する大綱「釧路市教育大綱」を具現化するための行動計画です。

さらに、「釧路市まちづくり基本構想」における分野計画に位置づけるとともに、子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を願い策定した「釧路市教育推進基本計画」との相互連携を図り、両輪となって本市の教育を推進します。

この計画は、釧路市民を代表し、釧路市社会教育委員15名が中心となり策定にあたったものであり、釧路市民意見提出手続き（パブリックコメント）により、広く意見を募集するなど、多くの市民の声を反映させるようにしました。

釧路市教育大綱

- 1 地域が一体となった教育
- 2 成長の段階に応じた切れ目のない教育
- 3 生きる力の育成
- 4 ふるさと釧路を愛する心の育成
- 5 安心して学び続けることができる機会の確保
- 6 学びを深め、文化やスポーツに親しめる環境の確保

III 計画の構成と期間

この計画は、社会情勢の急速な変化の中においても、釧路市の社会教育を適切に推進するため、社会教育の現状と課題を踏まえ、4つの基本方針を柱に、施策の基本的方策と施策の方向及び具体的な施策で構成されています。

また、この計画の対象期間は2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5か年とします。

IV 副題

このたび策定した釧路市社会教育推進計画に、初めて副題「人づくり・地域づくりに向けて」を掲げました。

人権の尊重、生涯にわたる学び、文化財の保護、文化芸術・スポーツの振興等あらゆる分野には必ず「人の存在」があります。人を育てることは教育の第一義的目的であり、社会教育においては、この目的に向けて、さまざまな施策を講じながら、多様な分野で力を発揮できる人づくりとともに、人々がもつ個性や能力、学び等を通じて培った成果がいかに発揮できる地域社会を創造する決意を表しています。

第2章 総論

I 釧路市教育のめざす姿

《本市教育の基本理念と4つの教育目標》

基本理念

釧路の風土で生まれ 未来を拓く 心豊かな人づくり

釧路市は「釧路市生涯学習都市」ならびに「スポーツ都市」の宣言を行うなど、市民が自らの意思で、生涯にわたって、さまざまな学習やスポーツ活動を通し、楽しさや喜びを味わい、自らの人生の目標に向かって努力し、釧路市のまちづくりに積極的に関わっていくことができる人づくりをめざしています。

教育目標

- ・ふるさと釧路を愛し 活力あるまちに奉仕する人づくり
- ・伝統と文化を大切にし 主体的に学びつづける人づくり
- ・進んで人とかわり 豊かな心をはぐくむ人づくり
- ・自然に親しみ 健康でたくましく生きる人づくり

釧路市の4つの教育目標は、釧路市、阿寒町、音別町合併後の2006年に制定され、本市教育がめざす具体的な人間像を表しています。

II 計画の視点

この計画は、社会教育のもつ今日的課題を勘案し、4つの基本方針を柱としています。

一つ目は、すべての人の尊厳が侵害されることなく、平等で幸せに暮らすための施策、家庭や地域の教育が充実するための施策、また、すべての子どもが健やかに成長するための施策が示されています。

二つ目は、人生100年時代を見すえた中で、学びを通じてやりがいや生きがいを感じ、充実したライフスタイルの形成や活力ある地域社会の支え手の育成につながる施策が示されています。

三つ目は、豊かな自然を守り、魅力ある資源を活かした活動の推進と、地域の歴史や風土に培われた特色ある文化芸術の振興に関する施策が示されています。

四つ目は、生涯にわたって地域ぐるみでスポーツに親しみ、健康増進や体力向上を図るための施策、競技スポーツの向上やスポーツ参画人口を増やすための施策、そのための環境整備や人材育成等の施策が示されています。

この計画は、それぞれの現状と課題を踏まえ、向こう5か年における釧路市の社会教育が進むべき方向性を定めています。

Ⅲ 施策の体系



第3章 各論

Ⅰ 互いに認め合う共生社会の実現

1 「人権教育の推進」

現状と課題

人権を尊重する社会の実現のためには、人権尊重に対する正しい理解と認識を深め、人と人との互いに尊重し合うことが重要であり、さまざまな関係機関・団体が人権教育の推進に努めています。

しかしながら、いじめやDV[※]・虐待、SNS[※]による誹謗中傷、職場内でのハラスメントなど、人権を脅かす問題が今なお存在しています。また、コロナ禍により人々の心に宿った不満意識が、他人の人権を踏みにじる行為に発展するケースも少なくありません。

このため、関係機関の連携のもと、DVや児童虐待をはじめ身近に発生した問題に対する通報や相談体制の強化に加え、予防啓発活動のさらなる取組に努める必要があります。

互いを認め合う共生社会の実現には、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、人格や個性を理解し、尊重し合いながら共に生きていくことが必要です。

その一つとして、LGBTQ等性的少数者[※]への理解や多様性を尊重する社会づくりを進める必要があります。

また、ノーマライゼーション[※]の理念のもと、障がい者や高齢者等社会的不利を受けやすい人たちが、必要な支援のもと自立した生活や活動ができる施策や、発達障がい[※]を含め障がいに対する正しい理解を伝える取組とともに、悩みを抱える当事者や家族への包括的な支援など、人権尊重を推進する体制の充実が必要です。

男女平等参画の推進では、依然として、固定的な性別役割分担意識や偏見的な社会的性別（ジェンダー）意識が地域社会に根強く存在し、世界の男女平等ランキングにおいても日本は下位に位置しています。国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）[※]」において、ジェンダー平等の達成は、SDGs達成のための重点目標の一つともなっており、釧路市においても「釧路市男女平等参画推進条例（男女いきいき参画条例）」や「くしろ男女平等参画プラン」に基づいた施策を粘り強く進めていく必要があります。

施策の方向

(1) 人権尊重の取組の推進

ア 「いじめ」「DV」「児童虐待」等の人権を踏みにじる行為を、「許さない」「隠さない」「見のがさない」という意識を醸成します

イ 誰もが参画できる平等な社会づくりの取組や人権を侵害された方への相談・支援体制の充実など、人権尊重の取組を推進します

(2) 互いに認め合う取組の推進

ア 性の多様性を理解するための啓発に努めるとともに、発達障がい等障がいについての正しい知識と理解を深め、当事者や家族への相談等支援体制の充実に努めます

イ 男女平等の視点に基づいた家庭・地域における教育の推進や多様な学習機会の充実など、男女平等参画の意識を高める取組を行います

第3章 各論

1 互いに認め合う共生社会の実現

2 「家庭・地域教育の充実」

現状と課題

家庭は、子どもが受けるすべての教育の出発点であり、家族からの深い愛情と信頼関係のもと、基本的な生活習慣や倫理観の確立、自尊心、自立心等「生きる力」の基礎を身につける重要な役割を担っています。

また、核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化等により、子育て家庭が社会的孤立に陥り、子どものより良い育ちが損なわれる恐れがあります。

さらに、今や生活の一部となっているスマートフォンの所有が低年齢化するとともに、インターネットの利用時間が増加傾向にある中、家庭での基本的な生活習慣の乱れや犯罪被害が危惧されるなど、これら現代的課題を家庭だけで解決するのは難しく、地域や学校、行政等によるさまざまな支援が必要な現状にあります。

このため、次代を担う子どもたちの育ちを地域で支える施策のほか、子育てに関する不安感の解消や子どもの発達段階に応じた親への学習機会の提供など、地域全体で子育て家庭を支援する体制づくりが必要です。

一方、社会環境が急速に変化する中で、人口の減少や単身世帯の増加等を背景に、町内会加入者の減少、地域内の連帯感といったつながりの希薄化など、地域コミュニティの衰退が心配されています。さらに、経済的に生活が成り立っていることで、人とのつながりを求めない若者や高齢者もあり、貧困や孤立死等のリスクがある社会的孤立をさらに進めることになり、これらの対策も必要となっています。

平成23年に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。その復興には、地域コミュニティ[※]における相互の助け合いが大きな役割を果たしています。釧路市においても大規模な自然災害が想定される中、防災の観点からも地域コミュニティの活性化は急務となっています。

施策の方向

(1) 親の学習機会の拡充

ア 家庭や子育てのあり方について学ぶ講座や学習会等を開催します

イ 親子で参加できる体験活動や講座など、親子のふれあいや子育ての楽しさを知る機会を提供します

(2) 子育て支援の体制づくり

ア ホームページやリーフレット等により、子育てサークルの活動や講座・学習会等の情報を提供します

イ SNSや身近な環境の場での、子育てに関するアドバイスや相談等の支援、情報交換ができるネットワークづくりを進めます

(3) 地域コミュニティの活性化

※
ア 地域学校協働本部と地域住民が連携した学校づくり・地域づくりに努めるなど、学校を核とした地域コミュニティ機能の向上に努めます

イ 町内会等の自治組織の活性化を図り、人と人とのつながりをつくとともに、見守り合い、支え合う意識の向上に努めます

(4) 地域が子どもを育てる取組

ア あいさつ運動や声かけ運動など、子どもが安全・安心に暮らせるよう、地域全体で子どもを見守る体制を整えます

イ 企業や各種施設等と連携を図り、釧路市全体で子どもを育て見守る体制を整えます

第3章 各論

1 互いに認め合う共生社会の実現

3 「青少年の健全育成」

現状と課題

少子化、核家族化、情報化の進展等により、子どもたちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、これらを背景に、コミュニケーション能力の低下、インターネット依存、ヤングケアラー[※]の存在など、子どもたちが抱える課題は多岐に及んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による暮らしの変化は、子どもたちの意識や行動を大きく変化させるとともに、不安感や無気力感等を増幅させ、心の発達にも影響を及ぼす恐れがあります。

このため、子どもの心身の健康と成長を促す、社会・自然体験や文化・スポーツ活動の取組、人とのつながりや関係性を構築するためのスキルの習得など、豊かな人間性と社会性を育む施策を進める必要があります。

また、コロナ禍がもたらす影響が多くある一方で、家族と過ごす時間が増えている実態もあり、精神的にストレスのない生活を送ることに加え、家族のきずなを深め、コミュニケーションや生活スキルを再構築するための家庭内での取組が重要です。

さらに、未来を担う子どもたちが、健やかに成長できるよう、非行防止のための取組はもとより、さまざまな問題を抱える当事者とその家族への、きめ細やかな相談・指導体制の充実に努める必要があります。

全国的にも、インターネットに起因する子どもへの犯罪や被害が起きている中、利用者の低年齢化や利用の長時間化を踏まえ、スマートフォンやインターネットの正しい使い方について、保護者へ周知・啓発を行うことが必要です。

子どもたちの中でも、自分を傷つけたり、他人を傷つけたりするケースは少なくなく、教育上の課題にもなっています。この解決のためには、子ども自身の規範意識や倫理観の育成とともに、「いのちの大切さ」や「生きる意味」等をしっかり学ぶことが必要です。また、学校・家庭・地域の連携による取組と同時に、「発生してからでは遅い」「すべての人が当事者」という周囲の大人や地域社会全体の危機意識の醸成が重要です。

施策の方向

(1) 体験学習機会の充実

ア 多様な社会体験・自然体験等の体験学習を通じ、社会性や生きる力を育む取組を進めます

イ 不登校等悩みを抱える子どもたちが、宿泊研修等の集団生活を通じ、人間関係や社会的スキルを学べる場を提供します

(2) 次代を担う子どもの育成

ア 「子どもミーティング」や「少年の主張」、郷土愛を育てるための学習会など、子どもの健やかな成長を願う全市的な取組を進めます

イ 他都市の青少年との文化・スポーツ交流等を通じ、互いの郷土の理解を深めるための活動機会を提供します

(3) 子どもの成長に向けた支援

ア 関係機関・団体との連携のもと、子どもたちへの的確な助言・指導、関連情報の周知・啓発に努め、子どもの健全な育成に向けた取組に努めます

イ 「釧路市ファミリーサポート事業」等による、悩みや問題を抱える子どもや親への相談・指導体制の充実を図ります

第3章 各論

II 主体的な学びの推進

1 「多様な学びの場の提供」

現状と課題

人口減少や超高齢社会が加速度的に進む一方、科学技術の発達により、新たな価値を生み出すことを可能とする「超スマート社会（Society5.0）」[※]を実現することで、人々がいきいきと活力に満ちた質の高い生活を営むことが期待されます。また、「人生100年時代」を見すえた「生涯現役社会」の実現は、誰もが元気に活躍し続け、安心して暮らすことのできる社会づくりにつながります。

このため、ICTリテラシー[※]の向上に関する学習、デジタル技術の理解やスキルに関する学習など、デジタル社会に対応した学びを提供していくことが重要です。

また、多種多様な情報がインターネットを通じて飛び交い、中でもデマやフェイクニュース[※]など、犯罪に巻き込まれる恐れのある情報に対し、利用する側が正しく理解するスキルが必要であり、そのための学びも重要です。

SDGsの基本理念「誰一人取り残さない」社会づくりのためには、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすく学びやすい学習の提供や学び直し（リカレント教育[※]）の場の提供など、主体的な学びへの支援が必要です。

また、生涯を通じた学びは、豊かな人生を築き、人間としての成長につながるとともに、新たな人間関係の構築や地域の活性化に発展する可能性があります。

このため、身近で共有しやすい内容や専門的な内容等メリハリのある学習メニューの提供とともに、釧路市における現代的課題でもある防災や減災、環境問題等の学びの提供も重要です。

子どもたちの主体的な学びを促す読書活動については、全国的にも年齢や学年が上がるにつれ読書率が低下する傾向にある中、本市では、子どもの読書活動の推進に向け、学校と釧路市中央図書館が連携した、読書環境づくりのための「読書活動サポートセット貸出事業」やビブリオバトル[※]を取り入れた「学校ブックフェスティバル[※]」の実施など、子どもの読書活動推進の取組を積極的に進めてきており、今後は、釧路市PTA連合会や釧路市連合町内会等家庭や地域と連携し、読書活動の輪を広げる取組を進めていきます。

施策の方向

(1) ニーズにこたえる学習 機会の提供

(2) 豊かな人生を後押しする 講座の提供

(3) 子どもの読書活動の推進

具体的な施策

ア 興味・関心をもてる参加しやすい内容の講演会やイベントを開催します

イ 誰もが参加しやすく学びやすい参加型の学習や学び直し（リカレント教育）のための講座や教室を開催します

ウ 夏休みや冬休み等における学習活動として、多くの子どもたちが興味・関心をもてる参加しやすい講座や教室を開催します

エ 多様化する市民ニーズや今日的課題に対応するため、社会教育施設がもつ機能を活かした学習機会を提供します

ア 年齢、障がいの有無にかかわらず、多くの市民が教養や趣味の域を広げられ、生きがいや目標を見つけられる講座、教室を開催します

イ ICT等デジタル活用に関する知識や技能を深める内容の講座や教室を開催します

ウ 地域の歴史や文化、自然、産業等を学べる内容の講座や教室を開催します

ア 学校と釧路市中央図書館が連携した「学校ブックフェスティバル」等の事業を実施し、子どもの読書意欲の向上と読書習慣の形成を推進します

イ 図書館資料の充実や図書館バスの運行に加え、釧路市PTA連合会や釧路市連合町内会等諸団体と連携した全学的な読書活動イベントの開催など、子どもたちが多くの本に出合える機会の充実に努めます

第3章 各論

II 主体的な学びの推進

2 「学びの場の環境の充実」

現状と課題

インターネットやスマートフォンの普及、グローバル化等による社会の変化に伴い、人々が求める学びも多様化し、その質も高まっています。

このため、学びの内容を充実させることはもちろん、市民を学習の場へ導く効果的な情報発信が必要であり、釧路市では、これまでも「広報くしろ」やホームページ、フェイスブックなど、さまざまな媒体により、受け取り側に立った見やすく分かりやすい情報の提供に努めています。

また、定期的に活動している団体やサークル、教室等を紹介する「生涯学習ハンドブック」を、学びのきっかけづくりとする情報誌として、幅広く提供しています。今後も、SNSを有効に活用するなど、市民の目に留まりやすく、手軽に入手できる情報の発信に努める必要があります。

さらには、市民が継続的に学習活動ができるよう、気軽に学習相談ができる体制の維持や、学習講座等に関するタイムリーな情報をいち早く提供する必要があります。

コロナ禍を境に急速な進展をみせるデジタル化や感染拡大防止に向けた新しい生活様式は、学びの形態にも変化をもたらし、ソフト・ハードの両面からその対策や対応が求められており、安全・安心な環境の中で、継続した学びができるよう施設の整備を図っていく必要があります。

また、本市の情報拠点施設の釧路市中央図書館をはじめ各種社会教育施設が、地域の文化や産業、教育等あらゆる分野の拠点として機能するためには、障がいの有無にかかわらず、幅広い年齢の市民の学習ニーズに応えるとともに、主体的な活動を支えるための施設の環境整備を進める必要があります。

施策の方向

(1) 学びを継続するための情報の発信

(2) 施設・環境の整備

具体的な施策

ア 「生涯学習ハンドブック」やホームページ、SNS等により、各施設でのイベントや講座・教室の内容等の情報をわかりやすく発信します

イ 生涯学習アドバイザーや社会教育主事による学びの相談体制の充実、講座終了後のアンケートの実施など、学びを継続できる仕組みづくりに努めます

ア 安全・安心に学習できる社会教育施設をめざし、計画的に整備を進めます

イ 情報拠点施設の釧路市中央図書館をはじめ、各種社会教育施設における資料やレファレンスの充実等環境整備を図り、多様な学習ニーズへの対応に努めます

第3章 各論

II 主体的な学びの推進

3 「学びの循環の推進」

現状と課題

人生100年時代の到来が叫ばれる中、主体的な学びを通じ、老若男女すべての市民が将来に向かって活躍でき、「生きがい」や「やりがい」を感じながら、心豊かに暮らしていくことのできる社会を創造する必要があります。

このため、釧路市では各社会教育施設を中心に、多種多様な学習機会の提供や主体的な学びへの支援を行っています。

その中において、市民一人一人が、個々の問題や地域の課題を解決することを目的に学習し、地域社会にかかわりをもったり、学んだ成果を地域社会に活かしたりすることは、学習者自身の自己肯定感を高めると同時に、まちづくりや自立した地域コミュニティの形成につながります。

しかしながら、学んだことを活かす場が限られたり、個としての学びで終わったりするケースが多くあり、学習意欲はありながらも、地域社会全体に活かされていないのが現状です。

このため、本市においては、学びの循環をつくる一つの施策として「生涯学習人材バンク制度」を設け、豊富な知識や技術をもつ市民に加え、新たな学びを通じて知識や技術を得た市民に登録していただき、講師や指導者を求めている市民に対し、学びを還元してもらう等の学習成果の活用を図っており、今後も、学びの循環を推進するための多種多様な方法による取組が必要です。

また、学習の成果や自身のスキルを活かし、ボランティア活動等さまざまな形で地域や学校等に貢献してもらうことが大切であり、学習者が釧路市中央図書館や釧路市立博物館等の社会教育施設、地域学校協働活動推進員や学校支援ボランティアとしてかかわるなど、ボランティア活動等を通じて、地域づくりや学校づくりに主体的に参画してもらうことが重要です。

このように、個人の教養を高めるためだけの学習に留まらず、その学習の成果が社会とのかかわりにおいて循環的につながり発展していくことが大切です。

施策の方向

(1) 人材発掘・育成と その確保

(2) 学びの成果を活かせる場 の提供

具体的な施策

ア 専門分野の指導を含め、社会教育施設等でのボランティアを育成するための講座や研修会を開催するとともに、知識や技術をもつ人材の発掘に努めます

イ 釧路市こども遊学館等の社会教育施設と高等教育機関等が連携を図り、学習活動支援のための担い手を育てる取組を進めます

ア 自身の学習成果や特技等を発表できる場、学習者同士が交流できる場の確保に努めます

イ 講座や学習会等で身につけたスキルを、ボランティア活動や地域貢献活動として実践できる場を提供します

第3章 各論

川自然との共生と文化芸術の振興

1 「自然を生かした活動の推進」

現状と課題

釧路市に暮らす私たちは、地域固有の自然とのかかわりから多様な知識や技術とともに、今日の本市の繁栄と豊かな暮らしを獲得してきました。

また、自然共生社会を確実に実現させ、明日の文化をしっかりと育むため、多種多様な動植物の保全に取り組み、私たちの生活を含め生物多様性に配慮した行動をとってきました。

本市は、「阿寒摩周」と「釧路湿原」の二つの国立公園をはじめ美しい湖や湿地、火山、多くの河川等雄大な自然環境に恵まれ、さらには、特別天然記念物「タンチョウ」や「阿寒湖のマリモ」など、多くの希少野生動植物を育てています。

しかしながら、本市においても、世界的な問題である気候変動等自然環境の変化がもたらす動植物への影響が心配されています。

特に、「阿寒湖のマリモ」や「春採湖のヒブナ」、「キタサンショウウオ」等については絶滅の危険性が高く、本市の野生動植物の希少性や貴重性への認識を深めながら、関係機関との連携等により健全な生態系の保全・再生を図るとともに、自然と社会経済活動との共存・共生をどのように進めていくかを考えていく必要があります。

釧路市動物園や釧路市立博物館等では、絶滅の危機にある希少な動植物の種の保存のほか、野生動植物に関する調査・研究、自然保護教育の普及、レクリエーション活動等を通じた生物多様性の保全など、その役割はますます重要なものとなっています。

また、動植物とのふれあいを通じた「いのち」の教育や、本市の特色ある豊かな自然を活かした多種多様な学習プログラムの開発をはじめ、多彩な学習機会の提供と情報の発信を継続して推進する必要があります。

さらに、施設の機能向上に向け、施設案内ガイドや体験学習等の専門的ボランティアの確保と活用を図っていく必要があります。

施策の方向

(1) 豊かな自然環境の保護と啓発

(2) 多様な自然体験・学習
機会の充実

具体的な施策

ア 自然への理解や活用、希少な動植物の現状と課題等の情報を広く発信し、自然環境の保護意識を醸成します

イ 国内外の関係機関との学术交流等を通じて、希少動植物の種の保存と保護増殖に取り組みます

ア 身近な自然や特色ある気候風土を生かした、さまざまな学習機会の充実を図ります

イ 自然や生きものとのふれあいを通じ、「いのち」の大切さを知り、他を思いやる「心の教育」の推進と釧路の自然を体験できる学習機会を提供します

ウ 自然体験・観察の専門的指導者や施設案内ガイド等のボランティアの確保・活用に努めます

第3章 各論

Ⅲ自然との共生と文化芸術の振興

2 「文化芸術活動の推進」

現状と課題

文化芸術[※]は、人々に楽しさや感動を与え、生きるための前向きな力や精神的な安らぎをもたらします。また、文化芸術活動により人々の情緒や感性が磨かれ、そこから育まれた創造力や発想力は、新たな文化を生む息吹となり、地域社会の活性化につながります。

さらに、文化芸術を教育、福祉、観光等多様な分野で活用することで、釧路市全体の文化力の向上や活力と魅力あるまちの発展に結びつくことが期待されます。

一方、人口減少や超高齢社会の到来による文化芸術の担い手不足が課題となっている中、釧路市においても、文化芸術団体のメンバーの減少や後継者不足が顕著であり喫緊の課題です。また、新型コロナウイルス感染症は、人々の行動や活動にさまざまな制限を与え、中でも、文化芸術活動は大きな影響を受け、依然として文化芸術を取り巻く諸情勢は厳しい状況です。

本市では、釧路市生涯学習センターや釧路市民文化会館、阿寒町公民館、音別町文化会館等さまざまな社会教育施設が、市民ニーズに対応した文化芸術活動の拠点施設として、その振興に大きな役割を果たしており、今後も、市民の安全・安心な活動への支援や機能の整備充実に努める必要があります。

さらに、釧路市立美術館や北海道立釧路芸術館は、本市及び道東の芸術の中核施設として、優れた芸術作品の展覧会や芸術に対し興味関心が高まる教育普及事業を行うなど、文化や教育の発展に大きく寄与しており、今後も、芸術の水準向上と芸術による地域の活性化が期待されています。

文化芸術を振興するためには、市民による文化芸術活動が活発に行われる必要があります。そのための鑑賞機会の確保や各施設の情報をいち早く提供する必要があります。

また、日ごろの活動の功績に対する顕彰により、本市の文化芸術のさらなる振興・発展や担い手育成につなげる必要があります。

学校での運動部活動と同様に、文化部活動についても地域移行の動きがある中で、受け入れ体制の構築や指導者の発掘をはじめとした備えが必要となっており、次代を担う子どもたちへの支援を、地域を挙げて取り組む必要があります。

さらに、地域芸能等郷土の文化芸術の保存・伝承や地元文学作家の作品の収集・公開など、地域に根差した文化芸術の発展のための取組が重要です。

施策の方向

(1) 芸術鑑賞機会の充実

ア 「広報くしろ」やホームページ等により、芸術鑑賞に関する情報を広く発信します

イ 幅広い領域の芸術を鑑賞できる機会の確保とそのため
の支援を行います

(2) 多様な文化芸術活動の 充実

ア 市民の自主的な文化芸術活動への支援とともに、成果
発表や参加できる場の拡充と、そのための機能の整備
充実に努めます

イ 学校、文化団体等が連携し、子どもたちが文化芸術に
ふれる機会の充実と活動を支える取組を促進します

ウ 学校での文化部活動の地域移行を見すえ、子どもの文
化芸術活動を支えるため、活動の環境充実に向け、学
校と関係機関・団体等による体制構築に取り組みます

(3) 地域・郷土文化の発展

ア 地域芸能等郷土の文化芸術の保存・伝承の取組を進め
ます

イ 地元の芸術家や作家、文化芸術団体等の活動の支援と
功績に対する顕彰を行います

ウ 郷土文学の発展のため、文学館を中心に文学作家の作
品や資料の収集・保存・公開を行います

具体的な施策

第3章 各論

Ⅲ 自然との共生と文化芸術の振興

3 「文化財の保護・活用とアイヌ文化の保存・継承」

現状と課題

釧路市の文化財は、長い歴史の中で生まれ、地域の自然や風土等を反映し、今日まで守り伝えられてきた市民の大切な財産であり、文化の向上と発展の基礎を成すものです。

特別天然記念物「タンチョウ」「阿寒湖のマリモ」、史跡「北斗遺跡」、重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」、登録有形文化財「旧五十嵐家住宅事務所兼主屋」など、多種多様で学術的価値が高い文化財は、地域の歴史や文化を正しく理解する上で欠くことのできないものであり、これら本市が有する文化財を市民が身近に感じ、親しみをもてるよう保存・継承・活用に努めています。

しかし、文化財とともに貴重な地域資(史)料に関しては、市民の関心や理解の高まりが十分とは言えず、文化財や地域資(史)料の調査・研究・保存はもちろん、市民が関心を持ち、身近に活用できる工夫が必要です。

また、ホームページやリーフレットなど、さまざまな媒体により文化財に関する情報を提供するとともに、本市の歴史や文化をひも解く貴重な地域資(史)料についても、市民が必要とする情報をいつでも検索できる体制を整える必要があります。

本市では、アイヌ民族の歴史や伝統文化等の理解とともに、伝承活動への支援や体験交流会等を通じたアイヌ文化の保存・伝承と普及・啓発に努めてきました。

しかしながら、アイヌの人々の高齢化や後継者不足の状況下において、アイヌ民族の伝統文化の保存・伝承が困難をきたしています。

このため、アイヌ文化に関する知見を次世代に引き継ぐため、高齢者がもつ知識等の伝承と共有化の取組を進める必要があります。

また、アイヌ民族の伝統的文化を保存・伝承するため、伝統的生活空間(イオル[※])を再生し、アイヌ文化を伝承する人材の育成や空間を活用した体験事業など、アイヌ文化の保存・伝承活動のさらなる支援とアイヌ文化の理解を深めるための知識の普及・啓発に努める必要があります。

施策の方向

(1) 文化財の保護と活用

ア 文化財である希少動植物の保護・増殖の取組と、そのための調査・研究、情報の発信に努めます

イ 文化財の保護・調査活動を市民と協働して取り組み、保護・保全意識の高揚を図ります

ウ 関係機関との連携等地域一体で貴重な文化財を守り継承する取組を進めます

エ ホームページ等による地域の文化財に関する情報の提供と文化財を活用する等の学習機会の充実を図ります

(2) アイヌ文化の保存と継承

ア アイヌ文化を保存・継承する取組を促進するとともに伝承活動を支援します

イ アイヌ語の伝承やムックリの演奏活動など、アイヌ民族の歴史・文化への理解を深めるため、学校等と連携した学習機会の拡充に努めます

ウ アイヌ民族の伝統的生活空間（イオル）の再生に向けた事業を推進し、アイヌ文化の保存と伝承を図るとともに、文化知見を伝承する取組を進めます

具体的な施策

第3章 各論

IV健康な心と体を育むスポーツの推進

1 「生涯スポーツを通じた健康の増進」

現状と課題

釧路市では、平成元年6月1日の「スポーツ都市宣言」を契機に、市民のスポーツ活動機会の確保や安全・安心なスポーツ環境の充実、健康維持・増進の取組など、市民が日常的にスポーツに親しみ、健康で明るく活力に満ちた生活を送れるよう努めてきました。

また、社会教育法の趣旨を踏まえた学校体育施設でのスポーツ・レクリエーション活動を促進する「学校スポーツ開放事業」や、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加でき地域ぐるみで体力づくりに取り組む「総合型地域スポーツクラブ」の活動など、スポーツによるまちづくりや地域活性化を進めています。

しかしながら、インターネットの普及による、スマートフォンの利用やゲームに要する時間の増加は、子どもを含めた若者世代にとって運動時間の減少やスポーツ離れを招く一因となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、さまざまな活動や行動が制限される中、特に、身体接触を伴うスポーツ・レクリエーションの活動自粛の影響は、人々の体力や運動能力の低下につながっています。

令和3年度に本市が実施した「健康とスポーツについての意識調査」では、本市のスポーツ実施率が減少するなど、コロナ禍においてスポーツを敬遠する傾向が明らかになりました。

また、高齢期の方々にとって、コロナ禍が招いた問題は深刻であり、自宅での閉じこもりを原因とする社会とのつながりの希薄化やフレイル[※]（虚弱）への進行など、心身の機能低下が心配されています。

このような状況から、以前のような活発なスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、関係機関・団体が連携を密にしながら、安全・安心な体制のもと、気軽に参加できるスポーツイベントの開催、ライフステージに応じた健康維持・増進の取組等をこれまで以上に進める必要があります。

また、男性に比べてスポーツ実施率が低いとされる女性の方々が、主体的・継続的にスポーツに取り組めるよう、だれもが興味関心をもてる特色と魅力ある講座や教室を開催する必要があり、これらの取組が本市におけるスポーツ実施率やスポーツ参画人口の拡大につながるものと考えています。

施策の方向

(1) スポーツ参画人口の拡大

- ア スポーツ活動を行うきっかけづくりとして、誰もが興味・関心をもてる講座や教室を企画・開催します
- イ 体を動かす楽しさや爽快感を実感できる機会を提供し、スポーツの継続意欲向上を図ります
- ウ 「釧路湿原マラソン」など、釧路の季節や自然の魅力を感じられるスポーツイベントを開催します
- エ 高齢者や障がい者が安心して参加できるスポーツの機会と場の確保に努めます
- オ 運動に関する基礎技術や知識を習得するなど、運動意欲を高める講座や教室を開催します

(2) 地域スポーツ活動の活性化

- ア あらゆる年齢層が気軽に参加できる「総合型地域スポーツクラブ」の推進を図り、生涯スポーツによる地域コミュニティの活性化を図ります
- イ 地域間や参加者同士の交流を深める取組として、市民親善フロアカーリング大会等の軽スポーツ大会を開催します
- ウ 親子で参加できる講座や教室、異世代が交流できるイベントの開催など、スポーツへの参加機会の拡充を図ります
- エ 釧路の気候風土を生かした特色あるスポーツ活動の推進とニュースポーツの普及・開発に努めます

(3) 健康維持と体力向上の取組

- ア 体力測定の実施など、市民が日常の生活習慣をふりかえられる機会の拡充を図ります
- イ 誰もが気軽に参加できる基礎的な運動講座・教室等を開催するなど、健康維持と体力向上の取組を進めます

具体的な施策

第3章 各論

IV健康な心と体を育むスポーツの推進

2 「競技スポーツの振興」

現状と課題

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」は、新型コロナウイルス感染拡大により1年間の延期開催となったものの、国民に大きな夢と感動を与え閉幕しました。釧路市ではベトナムを相手国とするホストタウンに登録され、パラリンピックを目指すパワーリフティング選手の市内合宿を契機に市民レベルでの交流が行われるなど、パラスポーツへの理解促進やスポーツによる共生社会の創造に寄与しました。

本市においては、これまでも冬季国体をはじめ、多種多様な全道・全国大会が開催されてきており、これらレベルの高い競技を間近に見ることで、市民のスポーツへの関心がさらに高まり、スポーツ参画人口の拡大やスポーツレベルの向上につながるものと考えています。

しかしながら、深刻さを増す少子化は、特に地方における中学・高校等のスポーツ部活動に影響を及ぼしており、廃部や休部、合同チームを余儀なくされている学校も少なくなく、競技選手の確保とともに本市から輩出される優秀な選手の育成に課題をもたらしています。

このため、子どもころから体を動かす楽しさを知り、さまざまなスポーツに出合う取組が大切との認識のもと、幼少期の子どもたちがトップアスリートから指導を受ける各種イベントを開催しており、今後も競技選手の育成・確保、競技力向上のための取組を積極的に行うとともに、全国レベルで活躍できる選手の育成に努める必要があります。

また、減少傾向にある各種スポーツ少年団の体制強化や活動の活性化を図るとともに、団員同士の交流を深める事業や指導者・リーダーの養成が必要です。

さらに、スケートボードやBMX等の「アーバンスポーツ」[※]は、東京オリンピックでも注目を集めたところであり、子どもや若者のスポーツ離れに歯止めをかけるため、誰もが親しめる多種多様なスポーツのすそ野拡大も重要です。

地元の優秀な選手や指導者に対する顕彰や全道・全国・国際大会へ出場する小中高校生選手への派遣助成を継続するほか、全道・全国・国際大会やスポーツ合宿誘致を積極的に進め、地元選手の競技力向上に努める必要があります。

施策の方向

(1) 競技力の向上

ア 全道・全国・国際大会で活躍する選手を育成するため、トップアスリート等から専門的指導を受けられる環境を整えます

イ 全道・全国・国際大会で活躍する選手を育成するため、地元選手がレベルの高いスポーツに接することができるよう、各競技の大会を積極的に開催します

ウ 優秀な成績を収めた地元スポーツ選手やスポーツの普及振興に貢献した方を顕彰し、競技スポーツの活性化と、すそ野の拡大を図ります

(2) スポーツ少年団の活性化

ア 誰もが楽しく取り組める新たな種目の導入や活動プログラムの開発等スポーツのすそ野拡大の取組に努め、スポーツ少年団や団員を増やす取組を進めます

イ スポーツ少年団の活性化を図るため、団員同士の交流を深めるさまざまな事業の展開とともに、指導者とリーダーの確保・養成に努めます

(3) 競技スポーツ活動への支援

ア 全道・全国・国際大会やスポーツ合宿を積極的に誘致し、地域スポーツの活性化を図ります

イ 全道・全国・国際大会への派遣や地元開催の同大会への助成、各種競技団体による研修会等への助成など、スポーツ振興のための支援を行います

第3章 各論

IV健康な心と体を育むスポーツの推進

3 「スポーツ振興のための基盤整備」

現状と課題

釧路市では、市民がスポーツに親しむ場、さらには競技レベルを高める場となる各種スポーツ施設が、安全で快適に利用できるよう環境の整備に努めています。

また、日常的にスポーツに取り組む場と機会を確保するため、学校施設等の地域資源を有効に活用しています。

今後も、小中学校等の体育館やグラウンドの開放事業を継続し、身近な場で活発に活動できる環境を確保するほか、近隣自治体と連携した広域的なスポーツ施設の利用や情報共有等も有効な手段として促進する必要があります。

釧路市民球場やアイスホッケー場等各種スポーツ施設の整備を段階的に進めている中、年数経過による施設の改修や機器更新の必要性が増しており、計画的な整備が必要となっています。

また、施設利用者の不測の事態に対応するための救急体制の強化を図るとともに、避難施設としての役割をもつスポーツ施設については、災害発生時における避難者の的確な受け入れや運営管理を伴うため、市民の安全と人命確保のための態勢を整えておく必要があります。

中学校等での部活動の運営主体を地域に移行する動きがある中で、地域の実態の把握とその後の適切な対応が必要です。特に、地域における指導者の確保・育成が課題であり、地域のスポーツ環境の充実に向け、関係機関や各種競技団体等との連携した取組を行っていかねばなりません。

また、本市のスポーツ推進の重要な役割を担うスポーツ推進委員や地域スポーツリーダーのなり手に加え、「釧路湿原マラソン」をはじめ各種スポーツ大会を支えるボランティアの確保・育成が重要です。

さらに、地元の競技力の向上を図るため、質の高い技術の習得とともに、適正なスポーツ倫理を身に付けた指導者養成のための研修会開催も必要です。

さまざまな情報の取得方法は年齢によって異なるため、「広報くしろ」等の紙面とともに、ホームページやSNSによる発信など、あらゆる方法による的確な情報発信に努める必要があります。

施策の方向

(1) スポーツ施設の充実

ア スポーツ施設の長寿命化に向けた計画的な整備やルール変更等に準じた備品の更新など、安全・安心で快適に利用できる施設の充実に努めます

イ 地域におけるスポーツ活動の拠点として、小中学校の体育館・グラウンドの有効活用や近隣自治体との連携による施設利用の促進を図ります

ウ 施設利用者等の安全と人命を確保するため、不測の事態に備え、迅速で的確な救急体制と受け入れ態勢の向上に努めます

(2) スポーツ活動を支える人材の確保

ア 地域でのスポーツ活動の推進や学校での部活動を支援するための指導者の確保・育成を図ります

イ 学校の運動部活動の地域移行を見すえ、子どものスポーツ活動を支えるため、スポーツ環境の充実に向けた学校とスポーツ団体等による体制の構築を図ります

ウ 適正なスポーツ倫理を身に付けた専門的指導者を養成するため、関係団体と連携し、各種研修会や講演会等の開催を促進します

(3) スポーツに関する情報提供の充実

ア 各種施設の利用状況や講座・イベント等の最新情報を、「広報くしろ」やホームページ、SNS等で分かりやすく発信します

イ 年齢や体力、健康状態に応じたスポーツ医・科学に基づく、安全かつ効果的な運動方法等の情報提供や各種運動に関する相談体制の充実に努めます

具体的な施策

用語解説

DV(Domestic Violence:ドメスティック・バイオレンスの略)

配偶者やパートナー等の親密な関係にある者からふるわれる、身体的・精神的・性的・経済的暴力のこと。

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

LGBTQ等(性的少数者)

社会には、異性を好きになる人が多数を占めますが、同性を好きになる人、同性も異性も好きになる人、いずれも好きにならない人など、体と心の性が一致しない人がいます。

LGBTQは性的マイノリティの人を表す総称です。(L)レズビアン～女性同性愛者 (G)ゲイ～男性同性愛者 (B)バイセクシュアル～両性愛者 (T)トランスジェンダー～生まれた時に割り当てられた性別と性自認が異なる人 (Q)クエスチョニング～自分自身のセクシュアリティが分からない人。他にもさまざまな性のあり方があります。

ノーマライゼーション(normalization:「正常化」の意)

障がいの有無や年齢等にかかわらず、すべての人がそれぞれの人格と個性を尊重し合いながら生活する社会の実現をめざす考え方のこと。

発達障がい

脳内での情報処理方法が多くの人と違うのが特徴で、人とのコミュニケーションが苦手なケースがある一方、優れた能力を発揮する人もいます。

「自閉症」、「アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」、「LD (Learning Disorders) : 学習障害」、「ADHD (Attention Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害」、その他これに類する脳機能障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。

持続可能な開発目標(SDGs)

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

家庭教育

親が子に、言語や生活習慣、コミュニケーションなど、生きていく上での技術を身につける援助をすること。

地域教育

地域の人々が自分の住む地域に誇りと愛着をもち、その中で地域の大人たちが手を携え一体となってさまざまな取組を行うとともに、子どもたちを健全に育てていく環境を醸成すること。

用語解説

地域コミュニティ

地域の住民が生活している場所で、住民相互の交流が行われている地域社会のこと。

地域学校協働本部

学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制をいう。釧路市では、コミュニティスクールと地域学校協働本部が両輪となり一体的、効果的に推進しています。

ヤングケアラー

法令上の定義はありませんが、一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話（介護）等を日常的に行っている子どもとされています。

子どもミーティング

釧路市の明日を担う子どもたちが、たくましく健やかに成長することを願い、学校・家庭・地域が一緒になって子どもたちの声に耳を傾けるなど、児童・生徒の健全育成への意識を啓発するために開催するもので、現代的課題をテーマに開催しています。

釧路市ファミリーサポート事業

非行や不登校など、家庭・学校生活に関して問題や悩みを抱える子どもとその保護者に対し、支援者（ファミリーサポーター）が関係機関・団体等と連携しながら、継続的に支援を行う事業のこと。

超スマート社会(Society5.0)

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）をいう。

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において日本が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

ICTリテラシー

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の頭文字を取った言葉で、ICT ツールを利用し情報処理やコミュニケーションを行える能力のこと。

フェイクニュース

定まった定義はないが、何らかの利益を得ることや意図的にだますことを目的とした、いわゆる「偽情報」や単に誤った情報である「誤情報」、「デマ」等を広く指すもの。

リカレント教育

社会人の「学び直し」のことで、学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び、仕事で求められる能力等を磨き続けていくこと。

用語解説

ビブリオバトル

参加者が一人5分程度の持ち時間でおすすめ本を紹介し合う読書普及活動。全参加者の紹介終了後、聴衆者がどの本を一番読みたくなったかを基準に投票し勝者を決める。

学校ブックフェスティバル

子どもの読書活動の一つで、子どもの図書への関心を高める取組として、図書館から大量の本を学校に持ち込んで学校体育館等の床に並べ、好きな本を借りてもらう取組。

グローバル化

国の枠を超え、地球規模で複数の社会が結びつきを強め相互に影響を及ぼし合うこと。

フェイスブック

世界最大のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）で、日本国内ではLINE（ライン）、Twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）と並びユーザー数が多いSNSです。

自己肯定感

「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない、価値のある人間だ」と思える心の状態のこと。

文化芸術

文化芸術の範囲は、「文化芸術基本法」の第8条から14条までに示されています。文学や音楽、美術等の「芸術」、映画やアニメーション等の「メディア芸術」、歌舞伎や能楽等の「伝統芸能」、落語や漫才等の「芸能」、茶道や華道等の「生活文化」、囲碁や将棋等の「国民娯楽」、「出版物及びレコード等」、有形・無形の文化財並びにその保存技術の「文化財等」、「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能」等とされています。釧路市では、文化財等として「地域資(史)料」についても文化芸術に含めています。

伝統的生活空間(イオル)

アイヌ語で、狩場や採取する場所という意味で、自然と共生していたアイヌの人々の伝統的な生活の場をイメージし、その生活の場での伝承活動に必要な自然素材を供給する空間の再生を目的とした事業のこと。

フレイル(虚弱)

加齢により心身が弱った状態のことで、コロナ禍等で外出をしない、運動をしない等によりそのリスクが高くなります。生活の質を落とすだけでなく、合併症にもつながる危険性があります。

アーバンスポーツ

アーバン（都市）型スポーツのこと。順位を争うことよりも、競技者や観衆が一体となって楽しむスポーツとして生まれました。スケートボードやBMX、クライミングなど。

釧路市社会教育推進計画策定委員会 委員名簿

部会	委員氏名	所属・団体等	役割等
1	加賀谷淑子	釧路市男女平等参画審議会 (社会教育関係者)	部会長
	中野 彌	釧路市特別補導員会 (社会教育関係者)	副部会長
	大久保 貢	釧路市連合町内会 (社会教育関係者)	
	久原 陽子	釧路市女性団体連絡協議会 (社会教育関係者)	
	佐山由起子	釧路家庭生活カウンセラークラブ (家庭教育関係者)	
2	田中 達也	釧路公立大学 (学識経験者)	部会長
	大嶋 春香	釧路市私立幼稚園連合会 (学校教育関係者)	副部会長
	名塚ちひろ	市民団体「クスろ」 (社会教育関係者)	
	濱口 憲太	釧路市PTA連合会 (社会教育関係者)	
3	石田 憲一	釧路市文化団体連絡協議会 (社会教育関係者)	部会長 副策定委員長
	中西 紗織	北海道教育大学釧路校 (学識経験者)	副部会長
	田丸 典彦	(学識経験者)	策定委員長
4	藤原 節男	釧路市スポーツ協会 (社会教育関係者)	部会長
	小山 礼子	音別地区民生委員児童委員協議会 (社会教育関係者)	副部会長
	小川 一法	釧路市小中学校校長会 (学校教育関係者)	

釧路市社会教育推進計画 策定経過

年月日	場 所	内 容
令和4年6月8日	釧路市生涯学習センター	【第1回策定委員会】 ◆正副委員長の選出 ◆策定に係るスケジュールについて ◆計画の構成について ◆策定部会のメンバーについて
令和4年 8月22日～9月7日	釧路市生涯学習センター	【第1回策定部会】 ◆副部会長の選出 ◆「序論」「総論」について ◆「各論」現状と課題について
令和4年 9月27日～10月6日	釧路市生涯学習センター	【第2回策定部会】 ◆第1回策定部会での協議内容確認 ◆「各論」施策の方向・具体的な施策について
令和4年11月10日	釧路市生涯学習センター	【第2回策定委員会】 ◆各部会の検討結果について ◆計画素案（案）について ◆今後のスケジュールについて
令和4年12月19日 令和5年1月18日	パブリックコメント（市民意見募集）	
令和5年2月2日	釧路市生涯学習センター	【第3回策定委員会】 ◆市民意見募集の結果について ◆計画案について

釧路市社会教育推進計画

《2023～2027 年度》

発行 釧路市教育委員会

2023 年 3 月

編集 釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習課

〒085-0016 釧路市錦町 2 丁目 4 番地
